

令和 5 年 度

事 務 概 要

兵 庫 県 教 育 委 員 会

目 次

I 組 織	
1 教 育 長	4
2 教 育 委 員	4
3 教育委員会組織図	5
II 予 算	
1 予 算 の 概 要	7
III 施 策	
1 重要施策体系表	9
2 重要施策の概要	10

I 組 織

1 教 育 長

2 教 育 委 員

3 教育員会組織図

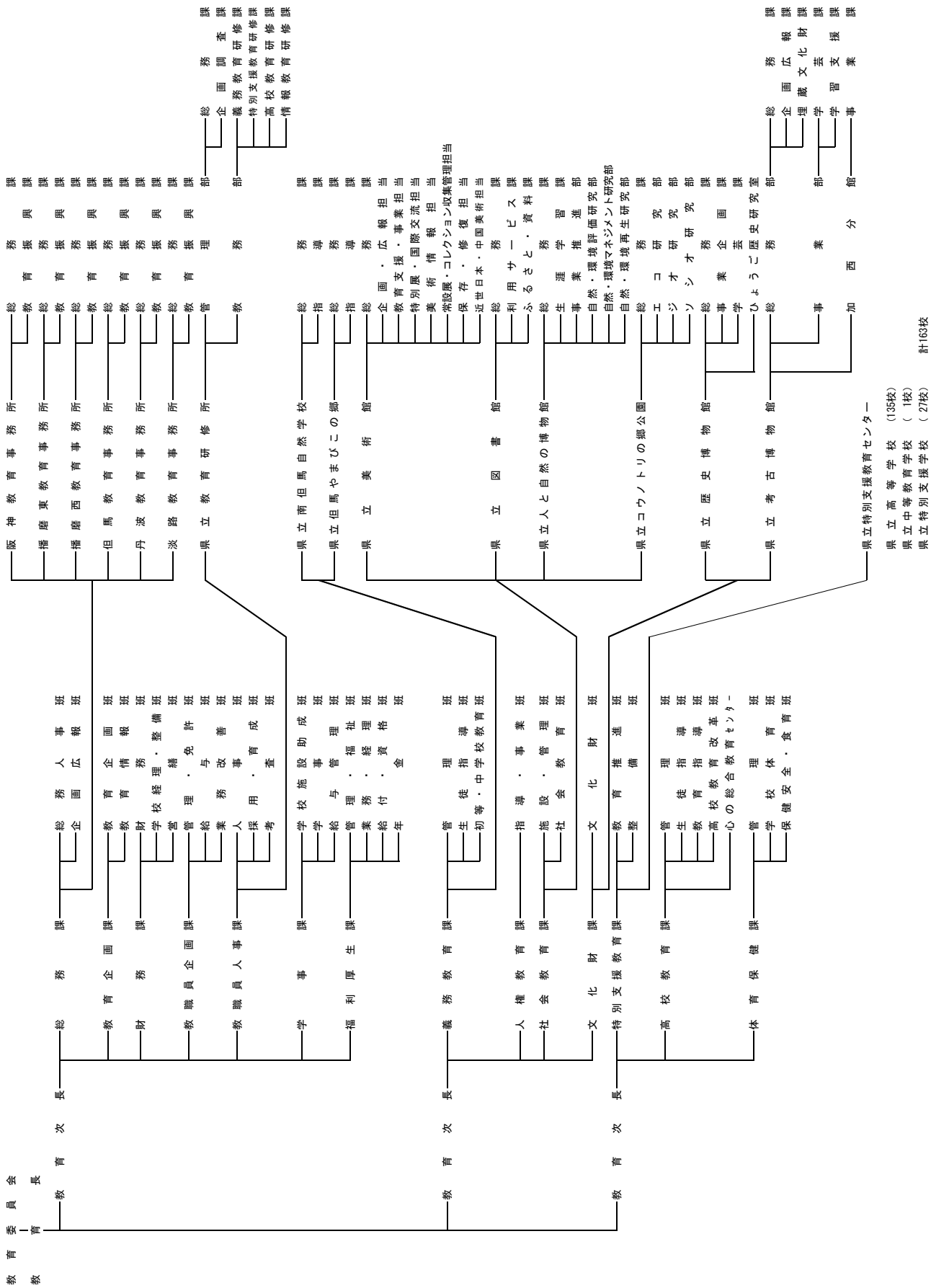
1 教 育 長

区 分	氏 名	就任年月日	備 考
教 育 長	藤 原 俊 平	R4. 4. 1	

2 教 育 委 員

区 分	氏 名	就任年月日	備 考
委 員	牧 村 実	H27. 10. 12	(教育長職務代理者)
委 員	空 地 顕 一	H29. 10. 13	(教育長職務代理者)
委 員	横 山 由 紀 子	R02. 04. 01	(教育長職務代理者)
委 員	並 河 寿 美	R02. 10. 11	(教育長職務代理者)
委 員	井 上 真 二	R04. 10. 08	(教育長職務代理者)

1 教育委員会組織図



県立高等学校 (135校)
 県立中等教育学校 (1校)
 県立特別支援学校 (27校) 計163校

Ⅱ 予 算

1 予算の概要

1 予算の概要

(単位：千円)

	区 分	令和4年度	令和5年度					B/A
		当初予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
		A	B					
一 般 会 計	教育推進費	13,295,447	(13,738,887) 13,272,259	1,879,139	(1,666,549) 1,634,468	102,800	(10,090,399) 9,655,852	99.8%
	学校運営費	7,620,960	8,716,058	441,411	442,923	0	7,831,724	114.4%
	学校整備費	8,725,904	11,338,907	1,026,312	0	8,442,900	1,869,695	129.9%
	社会教育 施設等整備費	1,298,552	0	0	0	0	0	0.0%
	小 計	30,940,863	(33,793,852) 33,327,224	3,346,862	(2,109,472) 2,077,391	8,545,700	(19,791,818) 19,357,271	107.7%
	高等学校等 就学助成費	9,080,213	8,777,982	8,716,562	0	0	61,420	96.7%
	人 件 費	281,058,100	(273,135,874) 273,016,105	47,688,772	9,520,599	0	(215,926,503) 215,806,734	97.1%
	計	321,079,176	(315,707,708) 315,121,311	59,752,196	(11,630,071) 11,597,990	8,545,700	(235,779,741) 235,225,425	98.1%
特 別 会 計	勤労者総合福 祉施設整備 事業特別会計	236,206	(253,996) 251,067	18,000	(235,996) 233,067	0	0	106.3%
	基金管理 特別会計	13,036	0	0	0	0	0	0.0%
	計	249,242	(253,996) 251,067	18,000	(235,996) 233,067	0	0	100.7%
合 計		321,328,418	(315,961,704) 315,372,378	59,770,196	(11,866,067) 11,831,057	8,545,700	(235,779,741) 235,225,425	98.1%

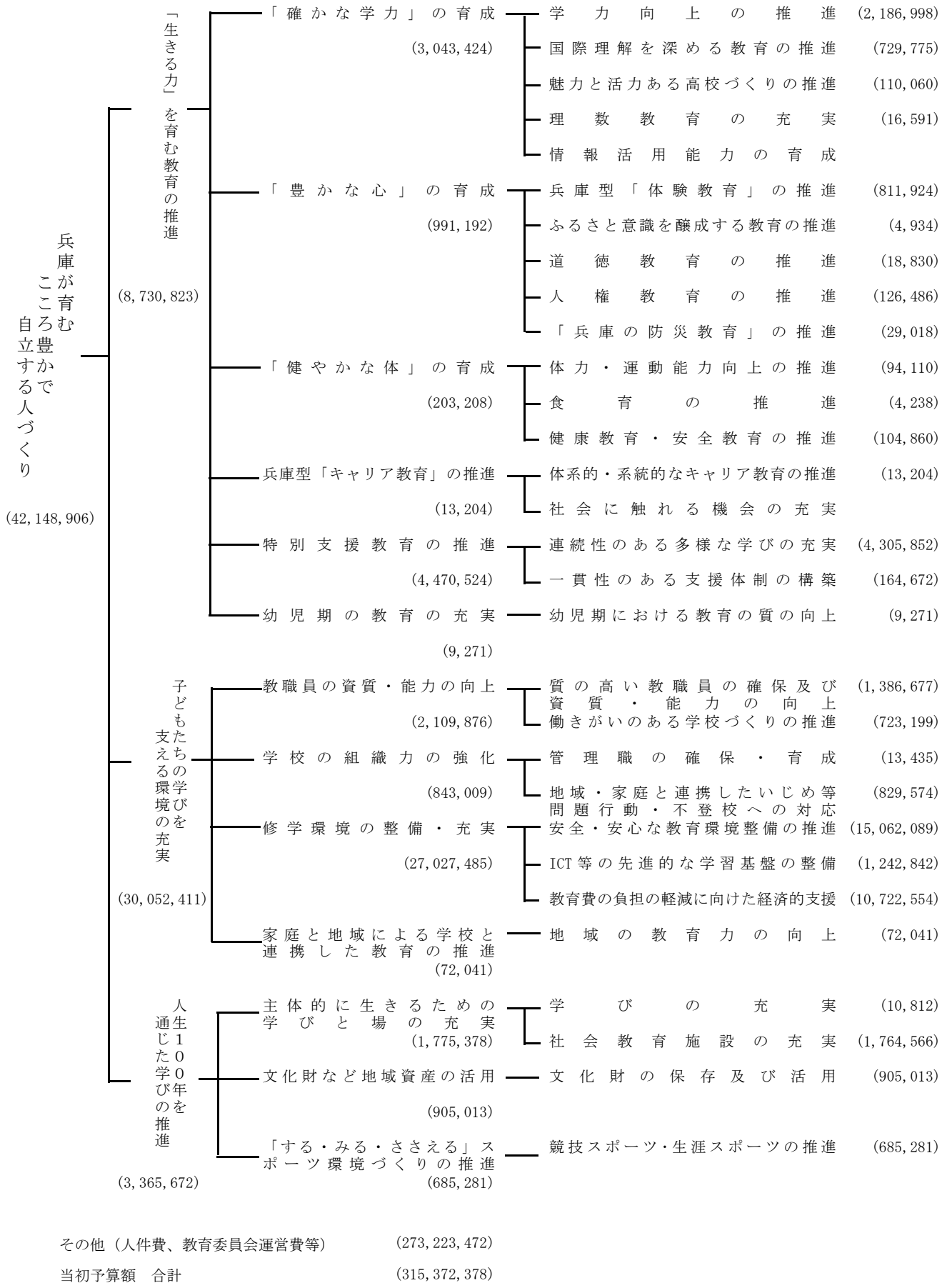
Ⅲ 施 策

- 1 重要施策体系表
- 2 重要施策の概要

第3期 ひょうご教育創造プラン体系表

兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり
 第3期重点テーマ 「未来への道を切り拓く力」の育成

(単位：千円)



2 重要施策の概要

I 「生きる力」を育む教育の推進

1 「確かな学力」の育成

(1) 学力向上の推進

－小・中学校－

- ① 国の35人学級編制の段階的導入及び小学校5、6年生への専科教員による教科担任制の実施、これに伴う教職員定数の改善状況を踏まえた「兵庫型学習システム」を推進するとともに、2年間の取組の評価・検証を実施する。
- ② 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小・中学校9年間を見通した学力向上を図るため、「活用・表現力」の育成に向けた国語科授業改善事業及び専科教員の指導力向上研修等を行う「ひょうご学力向上推進プロジェクト」に取り組む。
- ③ 授業や放課後に地域人材を活用した学力向上の取組を促進する「ひょうごがんばり学びタイム」を実施する。
- ④ 家庭での学習習慣が身につけていない児童生徒に対して、地域人材のネットワークを活用し、学習習慣や基礎学力の定着に向けた学習支援を行う地域未来塾を実施する。

－高等学校－

- ① 新学習指導要領の趣旨を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け重点校を指定しカリキュラムを開発する「ひょうご学力向上研究事業」を実施する。
- ② 京都大学・大阪大学・神戸大学との連携包括協定に基づき、大学の教育資源を活用し、高度で専門的な学習を実施する。
- ③ 地方の伝統的な高等学校をモデル校に指定し、大学が求める論理的思考や問題解決能力等を身に付ける発展的高大接続プログラムを実施する。
- ④ 生徒の興味・関心や進路希望等に応じた特色ある教育課程の編成等への取組を支援するため、民間人をはじめとする専門性の高い非常勤講師を配置する「特色ある教育課程推進事業」を実施する。

(2) 国際理解を深める教育の推進

－小・中学校－

- ① 小学校における外国語教育を推進するため、指導資料「英語教育の充実に向けて」や小学校5、6年生向け外国語指導用映像資料等の活用など授業力の向上を図る。

－高等学校－

- ① 全ての高等学校に外国語指導助手（ALT）を配置する「グローバル・イングリッシュ・プロジェクト」を実施する。
- ② 生徒が海外の姉妹校等での学習やホームステイにより交流を深める、海外派遣プログラムを実施する。また、経済的な理由により海外留学が困難な高校生等に派遣費用を支援する。
- ③ 国際的な見識を高めるため、県立大学留学生との課題研究発表等を通じた交流を実施する。
- ④ 中国広東省及び海南省との教育協定に基づき、文化・価値観の違いを実感できる体験活動プログラムによる高校生の相互交流を実施する。
- ⑤ グローバルに活躍する技術者精神を醸成するため、工業高校生が海外の工業高校生と技能コンテスト等を通じて技術交流を行う「海外工業高校生との技術交流事業」を実施する。
- ⑥ 外国人児童生徒の学習機会の充実を図るため、入試において特別枠選抜を設けるとともに、入学した外国人生徒の学習活動等を支える支援員を設置する。
- ⑦ 教員及び学校管理職の教育分野における国際的視野を高めるため、西オーストラリア州、ワシントン州への教員長期派遣や西オーストラリア州、タイ王国との学校管理職交流を実施する。
- ⑧ 国際社会において、主体的に行動し活躍できる人材の育成に向け、国際的視野を育む教育を充実するための検討会を設置し、国際教育を推進するための具体的方策の研究を行う。

（3）魅力と活力ある高校づくりの推進

- ① 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき県立高等学校の魅力・特色づくりの推進、県立高等学校（全日制）の望ましい規模と配置の検討、入学者選抜制度・方法の工夫と改善を推進する。
- ② 令和7年度の発展的統合に向け、統合対象校の伝統・特色を継承・発展させた統合校の具体的な教育内容等の検討を進めるとともに、発展的統合対象校同士の交流を支援し、教育活動の活性化を図る。
- ③ 各校が定めた教育目標に基づき、日々の教育活動の中で創意工夫に努め、「学びたいことが学べる学校づくり」を一層推進するため、全県立高等学校の特色ある取組を支援する。
- ④ 地域社会の一員としての自覚と態度を育み、兵庫県を支える人材づくりを推進するため、生徒自らがふるさと未来・あり方を考察・実践する「高校生ふるさと貢献・活性化事業」を実施する。
- ⑤ 普通科改革（学校教育法施行規則一部改正）を踏まえ、新学科設置を検討する学校に対し、学識経験者や大学等との連携協力体制の構築や、カリキュラム開発の取組を支援する。

- ⑥ 地方の伝統的な高等学校をモデル校に指定し、大学が求める論理的思考や問題解決能力等を身に付ける発展的高大接続プログラムを実施する。【再掲】

(4) 理数教育の充実

- ① 小・中学校における観察・実験活動等を充実するため、企業研究者による先端科学技術に関する実験などの特別授業の実施や、専門性の高い高校教員等による小学校での研修会を開催する「サイエンス・トライやる事業」を実施する。
- ② 本県で開催される全国の中学生が科学の思考力・技能を競う「科学の甲子園ジュニア全国大会（科学技術振興機構(JST 主催)」の予選を兼ねた「数学・理科甲子園ジュニア（県大会）」を開催する。
- ③ 全国の高校生が科学の思考力・技能を競う「科学の甲子園全国大会（科学技術振興機構(JST 主催)」の予選を兼ねた「数学・理科甲子園（県大会）」を開催する。
- ④ 高校生が自ら課題を見だし、解決し、実践する力を育成するため、次世代の科学技術について企業や大学等と連携した研究発表会「サイエンスフェア in 兵庫」を開催する。
- ⑤ 先進的な理数教育による創造性豊かな人材育成に取り組む、国の「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」指定校を支援する。併せて、県内の小・中・高等学校教員と連携を図り、合同発表会や共同研究等を通して、取組成果を県内の高等学校へ普及する。

(5) 情報活用能力の育成

- ① 学校におけるプログラミング教育を推進するため、「兵庫県版プログラミング教育スタートパック」を活用し、学年間・校種間の接続を踏まえた系統的な年間指導計画の作成や、情報活用の基礎となる情報手段の特性への理解を深める学習活動を実施する。
- ② 児童生徒に対する情報モラルの指導や教員自身の情報リテラシーの向上を図るため、「ひょうご GIGA ワークブック」を活用した取組を推進する。
- ③ 児童生徒の過度のネット利用（いわゆるネット依存）やネットトラブルを防止するため、保護者向けリーフレットを配布し、家庭等と連携した情報モラルに関する啓発を行う。

2 「豊かな心」の育成

(1) 兵庫型「体験教育」の推進

- ① 児童生徒の発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」に取り組む。
- (ア) 全ての小学校3年生を対象に、自然に対する畏敬の念、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する体験活動を充実するため、「環境体験事業」を実施する。

- (イ) 全ての小学校等5年生を対象に、社会性や規範意識に加え、課題を解決する力や自分自身の可能性を理解する力を育成するため、自然の中で長期宿泊体験を行う「自然学校」を実施する。加えて、冬季プログラムを開発・周知する。
 - (ウ) 全ての中学校等1年生を対象に、芸術文化に親しむ体験活動の充実を図るため、県立芸術文化センター管弦楽団による「わくわくオーケストラ教室」を実施する。
 - (エ) 全ての中学校等2年生を対象に、社会的自立に必要な能力を育成するため、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した体験活動を行う「トライやる・ウィーク」を実施する。
 - (オ) 地域社会の一員としての自覚と態度を育み、兵庫県を支える人材づくりを推進するため、生徒自らがふるさとの未来・あり方を考察・実践する「高校生ふるさと貢献・活性化事業」を実施する。【再掲】
 - (カ) 全ての高等学校において、生徒一人一人の勤労観、職業観や職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、将来めざす職業に関わる職場や地域の企業等におけるインターンシップを実施する。
 - (キ) 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の自立や社会参加を支援するため、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動の充実を図る。
- ② 様々な環境における体験の積み重ねを通して、失敗を恐れず困難や逆境に立ち向かう力や心のしなやかさ等、児童生徒のレジリエンスの醸成に取り組む。
 - ③ 児童生徒の自尊心・自立心の育成や、夢を持って主体的に行動できる力を育成するため、小・中学校において子どもたちが仲間との協力・協働によりチャレンジできるひょうごっ子ドリームプロジェクト（「みんなで一致団結！目指せ、ひょうごっ子記録！」）を実施する。

（2）ふるさと意識を醸成する教育の推進

- ① 身近にある自然・産業・伝統等について、その背景等も含め解説する冊子「ふるさと兵庫 魅力発見！」を中学校の総合的な学習の時間等で活用する。また、多くの県民に触れてもらうため、県内の書店等での一般販売を継続する。
- ② 地域社会の一員としての自覚と態度を育み、兵庫県を支える人材づくりを推進するため、生徒自らがふるさとの未来・あり方を考察・実践する「高校生ふるさと貢献・活性化事業」を実施する。【再掲】

（3）道徳教育の推進

- ① 兵庫県に関係する人々のエピソードや地域の話題等で構成する「兵庫版道徳教育副読本」を道徳科での学びはもとより、学校教育活動全体で活用するとともに、家庭における活用を促す。また、道徳教育実践推進協議会を設置し、道徳教育推進地域における実践研究に取り組む。

- ② 教員の実践的な授業力の向上や道徳教育の推進体制の一層の充実を図るため、道徳教育推進教師等を対象に道徳教育実践研修を実施する。また、道徳教育推進地域における実践研究成果を普及・啓発する。
- ③ 国際社会の平和や発展に貢献する力を育成するため、社会の一員としての自覚のもと、多様な考えをもつ他者と協働する態度等、平和を愛する心を育む教育に教育活動全般を通じて取り組む。

(4) 人権教育の推進

- ① 児童生徒の発達段階に応じ、子ども、女性、障害者、拉致問題など国が示している13の個別の人権課題に応じて具体的な態度や行動に現れるよう取り組む。
- ② 地域における人権課題の解決に向け、一人一人の人権が尊重され、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進するため、社会教育における人権教育を総合的に推進する「地域に学ぶ人権学習推進事業」を実施する。
- ③ 時代に対応した人権教育を推進するため、兵庫県人権啓発協会等と連携し、児童生徒の発達段階に応じた人権教育資料を効果的に活用し、拉致問題や多様な性等についての学習を実施する。
- ④ 多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うため、家庭・地域との連携のもと多文化共生にかかわる事業に取り組む。
 - (ア) 子ども多文化共生教育を推進する中核施設として、就学支援に関する各種多言語版資料の提供や、教育相談、情報提供等を行う「子ども多文化共生センター」を運営する。
 - (イ) 増加している外国人児童生徒等の学習支援や心の安定を図る取組などを通して、学校生活への早期適応を促進するため、日本語指導が必要な児童生徒等の母語を話すことができる「子ども多文化共生サポーター」を派遣する。
 - (ウ) 日本語（生活言語・学習言語）の習得と基礎学力の定着を図るため、小・中学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒等を対象に日本語指導を推進する「日本語指導支援推進校事業」を実施する。
 - (エ) 市町と連携しながら外国人児童生徒等が散在する地域における受入促進及び日本語指導の充実支援体制の整備について実践的に研究する「外国人児童生徒等に対する教育支援事業」を実施する。

(5) 「兵庫の防災教育」の推進

- ① 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験や教訓を踏まえ、災害時に主体的に判断して実践する力とともに、助け合いや共生の心を育成するため、教科横断的な視点で各教科等に位置づけて防災教育に取り組む。
- ② 「学校防災マニュアル」や大学教授等の学校防災アドバイザーによる指導助言を踏まえ、地震のみならず近年多発する気象災害にも対応できるよう学校防災体制及び防災教育の充実を図るとともに、防災教育副読本「あすにいきる」（小学生用（低

学年))を改訂する。

- ③ 地域特有の災害や南海トラフ巨大地震に備えて、地域住民、専門機関等と連携した防災訓練を実施する。
- ④ 学校における地域防災活動の充実及び高校生等を対象とする防災ジュニアリーダーの育成を図るため、地域の防災リーダーとしての活動を学ぶ学習会の開催や、被災地におけるボランティア活動等を実施する。
- ⑤ 震災・学校支援チーム(EARTH)の構成員に対し、防災の専門的知識及び実践的な対応力の向上を図るための訓練・研修を実施する。
- ⑥ 全ての新任教職員が災害対応能力を身につけ、質の高い防災教育を実践するため、実際の震災体験等に触れる研修を実施する。

3 「健やかな体」の育成

(1) 体力・運動能力向上の推進

- ① 小学校の体育の授業充実のため、地域のスポーツ指導者や中学校・高等学校の体育教員など、専門性に優れた指導者を「体力アップサポーター」として小学校に派遣する『『体力アップひょうご』サポート事業』を実施する。
- ② 「いきいき運動部活動(4訂版)」に基づき持続可能な運動部活動を進めるとともに、部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動の指導や大会引率等が単独でできる部活動指導員を中学校や高等学校に配置する。
- ③ 国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針を踏まえ、令和5年度においては、公立中学校部活動の地域移行等に向けた関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施する。
 - (ア) 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備を推進するとともに、参加費用負担への支援などを加えた実証事業を実施する。
 - (イ) 部活動地域移行推進会議を設置し、地域スポーツクラブ等の関係団体との連絡調整や地域連携・地域移行に向けた環境整備のあり方の検討等を実施する。

(2) 食育の推進

- ① 学校教育活動全体を通じた食育の推進を図るため、有識者会議を開催し、目標設定、実践、評価等の方法を検討する。また、「食育ハンドブック」及び「高等学校における食に関する指導」資料を活用し、小・中・高の系統立てた食育に取り組む。
- ② 学校給食における地産地消の推進、学校給食で県産農畜水産物の活用を図るため、全国学校給食週間を「兵庫のめぐみ学校給食事業」と位置付けるとともに、栄養教諭を対象とした研修を実施する。

(3) 健康教育・安全教育の推進

- ① アレルギー疾患や心の問題などの児童生徒の心身の健康課題に対応するため、健康教育研修会を開催するなど、教職員の資質向上等に取り組む。
- ② 学校における薬物乱用防止の教育を推進するため、講師となる教職員等の資質向上研修を実施するとともに、全ての高等学校で薬物乱用防止教室を開催する。
- ③ 特別な配慮、医療機関との連携を必要とする児童生徒の増加に対応するため、経験豊かな退職養護教諭等を学校に派遣する「学校保健推進体制支援事業」を実施する。
- ④ がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識や命の大切さに対する理解を深めるため、指導内容や効果的な指導方法を実践する「がん教育総合支援事業」を実施する。
- ⑤ 防犯・交通安全など、児童生徒に安全に対する知識や能力を身に付けさせる「学校安全総合支援事業」を実施する。
- ⑥ 学校保健・学校安全の充実発展に資するため、生涯にわたり心豊かにたくましく生きる子供の育成を目指すための諸課題について研究協議を行う「全国学校保健・安全研究大会」（令和5年10月）の開催を支援する。

4 兵庫型「キャリア教育」の推進

(1) 体系的・系統的なキャリア教育の推進

—小・中・高等学校—

- ① 小・中・高12年間をつなぎ、将来、社会の中で自立するために必要な能力を育成するため、兵庫版「キャリア・パスポート」や「高校生キャリアノートモデル」を活用するなど、小・中・高等学校の連携による発達段階に応じたキャリア教育に取り組む。
- ② 校種間連携のあり方について検討・実践するとともに、キャリア教育推進委員会及び中高意見交換会を開催する。

—高等学校—

- ① 生徒の政治的教養を高めるため、県独自で作成した指導事例集を活用した取組を推進する実践研究会を実施する。
- ② 令和4年4月から成年年齢が18歳となったことを踏まえ、公民科や家庭科等の教育活動を通じて、生徒に必要な政治的教養を身に付けさせるとともに、金融に関する知識や消費者として必要な知識に関する指導の充実を図る。
- ③ 工業科を設置する県立全日制高等学校において、生徒の技術力の向上や技能検定・高度な資格取得のため、ものづくりに関わる高度熟練技能者等による実技指導を行う『「ひょうご匠の技」探求事業』を実施する。
- ④ 農業・商業・水産・家庭に関する学科を設置する県立高等学校において、生徒の高度な資格取得やスキルアップのため、各分野の専門家による実技指導を行う『「ひょうごの達人」招聘事業』を実施する。

- ⑤ 全ての高等学校において、生徒一人一人の勤労観、職業観や職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、将来めざす職業に関わる職場や地域の企業等におけるインターンシップを実施する。【再掲】

(2) 社会に触れる機会の充実

「兵庫型『体験教育』の推進」の取組を中心に、「国際理解を深める教育の推進」の取組も交えて推進する。

5 特別支援教育の推進

(1) 連続性のある多様な学びの充実

- ① 「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」(令和5年度末で終了)の取組を評価検証し、次期計画を策定するための検討委員会を設置するとともに、通学支援部会を設置し、長距離通学の改善・解消に向けたスクールバスの運行方法を検討する。
- ② 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が安定した学校生活や集団生活を送れるよう必要な支援を行う。
- (ア) 通級による指導・支援体制として、地域の拠点小・中学校に「学校生活支援教員」を配置する。
- (イ) 高等学校における「通級による指導」を行うため、近隣の小・中学校や特別支援学校の協力を得て、特別の教育課程の編成や、効果的な通級による指導等を研究する。
- (ウ) 高等学校における支援が必要な生徒への対応のため、「学校生活支援員(肢体不自由)」及び「学習活動自立支援員(発達障害等)」を配置する。
- ③ インクルーシブ教育システムの理念の構築に向け、全ての教職員が特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応力を高められるよう、効果的な研修を実施する。
- (ア) 令和5年4月1日に県立特別支援教育センター(神戸市)を県立教育研修所(加東市)に移転し、連携することで研修機能を強化するとともに、教育相談体制を充実する。
- (イ) ユニバーサルな授業づくりや合理的配慮の提供等に関する管理職研修等を実施する。
- (ウ) 特別支援教育センターにおいて、各種障害の理解や組織的な対応に必要な知識や支援方法、特性に応じたICT活用等についての研修を実施する。
- ④ 特別支援学校小・中・高等部の各段階における学びの連続性を重視した指導・支援を充実するため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の共通様式化や統合型校務支援システムを活用する。
- ⑤ 企業等関係機関と連携した就労支援体制のもとで、個々のニーズに応じた進路実現をめざすとともに、キャリア発達段階に応じた系統的な取組を通して、児童生徒の自立と社会参加に向けた指導内容の質的な向上を図る。

- (ア) 各発達段階において技能検定の視点を取り入れた学習や、実践的・段階的な作業学習等に取り組むため、「キャリア教育・就労支援事業」を実施する。
 - (イ) 企業等と連携した ICT 人材育成をめざし、技能検定の種目検討や企業等関係者・保護者等への理解啓発を進めるため、「指導の在り方に関する調査研究」を行う。
 - (ウ) 地域の拠点となる学校に就職支援コーディネーターを配置する。
- ⑥ 日常的な交流及び共同学習を推進するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地での生活基盤を形成するため、「副籍ガイド」等を周知し、地元での交流及び共同学習を通し同世代の仲間と共に学び育つ居住地校交流等を推進する。
- ⑦ 「県立特別支援学校における教育環境整備方針」（令和4年2月策定）に基づき、特別支援教育の充実に向けた環境整備を推進する。
- (ア) 阪神地域において、むこがわ特別支援学校及び、阪神北新設特別支援学校（仮称）の整備を推進する。
 - (イ) 特別支援教育第三次推進計画に基づく縦横連携を推進し、幼児児童生徒の自立と社会参加をめざした、より質の高い教育を実現できるよう、県立豊岡聴覚特別支援学校と県立出石特別支援学校を発展的に統合する。
 - (ウ) 東播磨地域における在籍児童生徒数の増加を見据え、いなみ野特別支援学校の建替、市立学校施設活用による新設及び東はりま特別支援学校校舎の増築による狭隘化対策を実施する。

（２）一貫性のある支援体制の構築

- ① 「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」（令和5年度末で終了）の取組を評価検証し、次期計画を策定するための検討委員会を設置するとともに、通学支援部会を設置し、長距離通学の改善・解消に向けたスクールバスの運行方法を検討する。【再掲】
- ② 日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の教育の充実を図るため、在籍する特別支援学校に医療的ケア指導医を派遣するとともに看護師を配置する。
- ③ 障害のある児童生徒の適正な就学先決定や早期からの教育相談・支援体制の充実のため、教育相談等連携協議会を開催する。また、教育事務所を通じて市町へ指導・助言等の支援を行う。
- ④ 「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を活用し、学校と放課後等デイサービス事業所との連携など、教育・家庭・福祉における一貫した支援に組織的・継続的かつ計画的に取り組む。
- ⑤ 県立特別支援教育センターにおいて、教育・医療・福祉等の関係機関と連携した情報提供や指導助言、LD、ADHD 等支援を必要とする幼児児童生徒を支援する教育相談や、「ひょうご専門家チーム」の派遣等を実施する。

- ⑥ 難聴児の早期支援に資するため学識経験者、当事者等で構成した難聴児支援のあり方等検討会議の報告書を踏まえ、聴覚特別支援学校が地域の難聴児支援の中核的な役割を發揮するための体制を関係機関と連携して構築する。
- ⑦ 令和5年4月1日に県立特別支援教育センター(神戸市)を県立教育研修所(加東市)に移転し、連携することで研修機能を強化するとともに、教育相談体制を充実する。【再掲】

6 幼児期の教育の充実

(1) 幼児期における教育の質の向上

- ① 幼稚園教育要領等に対応した幼児期と児童期をつなぐカリキュラムを活用し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図る。
- ② 幼稚園、認定こども園、保育所が連携し教員等の指導力の向上、保護者の理解促進等の方策について協議する幼児教育連携促進協議会を開催する。また、保護者が園における学びの視点や子どもの発達のプロセスを理解し、親子で成長の様子を書き込める「すくすく ひょうごっ子」を効果的に活用する。

II 子どもたちの学びを支える環境の充実

1 教職員の資質・能力の向上

(1) 質の高い教職員の確保及び資質・能力の向上

- ① 専門性はもとより、チャレンジ精神が旺盛で高い倫理観と使命感を有する優秀な教員を確保するため、人間性・資質の重視に加え、自身の実体験を通じた教育観を確認する面接など、採用方法の工夫・改善を図る。また、公正性の確保、透明性の向上の観点から面接評定項目の公表などに取り組む。
- ② 質の高い教員をより多く確保するため、PR動画の制作や講座等の実施により、教員の魅力を発信する。
- ③ 学校における臨時講師等の人材確保のため、県立学校と市町立学校の講師登録情報の一括管理に加え、求人媒体等の積極的な活用、OB教員への講師登録依頼、学校勤務未経験者等対象の支援講座の実施、臨時免許状希望者人材バンクの活用等、退職教員や学校勤務未経験者等に対し、幅広く登録を促す。
- ④ 教職員の資質・能力の向上を図るため、研修や表彰等を実施する。
 - (ア) 「兵庫県管理職・教員資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」に基づき、「初任者研修」や「中堅教諭等資質向上研修」など、教員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を実施する。また、ICT活用能力の育成と特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応を重点項目として計画的に研修を行うとともに、研修履歴を活用して教職員の研修受講を促進する。

- (イ) 「教職員人事評価・育成システム」の評価の客観性や信頼性を高めるため、学校管理職等の評価能力の向上のための研修を実施する。
 - (ウ) 教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、県立教育研修所の研修受講や HYOGO スクールエバンジェリストによる授業実践例、ICT 活用推進委員会が作成する ICT 活用推進ガイド等の活用を促す。
 - (エ) 指導力が不足する教員を対象に、研修等の支援を行う「指導力向上を要する教員のフォローアップシステム」を実施する。
 - (オ) 職務意欲や資質能力の向上を図るため、優秀な教職員の表彰を行う。
 - (カ) 学習環境、生徒指導、授業に関わる多様な教育課題に係る先導的な研究を支援する「教職員自主的研究推進事業」を実施する。
- ⑤ 学校における厳正な情報管理のため、教育情報セキュリティポリシー等に基づき、児童生徒の個人情報や教務・生徒指導上の情報等の取扱いの適正な管理を徹底する。

(2) 働きがいのある学校づくりの推進

ー県立学校・市町立学校共通の取組ー

- ① 風通しのよい働きがいのある職場環境をめざし、ハラスメント防止指針に基づき、研修を実施する。また、事案が発生した際、早期解決につなげるため、教職員・保護者等が相談可能な窓口を周知するなどの総合的な対策を実施する。
- ② 教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を送れるよう、年休取得の促進を図るとともに、夏季休業期間を中心に学校閉庁日を設定する。
- ③ 教職員の精神疾患による療養者の減少を図るため、教育事務所にメンタルヘルスアドバイザーを配置し、医療機関との連携により、予防対策から復職支援、復職後のフォローアップまで総合的に取り組む「教職員のメンタルヘルス総合対策事業」を実施する。
- ④ 教職員の恒常的な時間外勤務の実態を分析するため、民間コンサルタントによるモデル校における助言指導等の学校業務改善の調査研究を実施する。
- ⑤ 教員の ICT 活用を支援し、ICT を活用した学びを推進するため、各学校からの問い合わせ窓口となる GIGA スクール運営支援センター等を県教育委員会及び市町教育委員会等に設置するとともに、ICT の活用に関して各市町の課題や好事例の共有等を行う連絡協議会を設置し、広域連携を図る。

ー県立学校における取組ー

- ① 教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、教職員のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境改善に取り組む。
- ② 教員等の業務負担軽減を図るため、現在配置している業務支援員（地域の外部人材）の配置時間を拡充する。（R5:週 15 時間×42 週、R4:週 9 時間×42 週）

- ③ 障害者の就労機会をより一層確保するため、障害者活躍推進計画に基づき、障害者を対象とした教員採用試験特別選考を実施するほか、臨時的任用職員等を希望する者に対して障害者人材バンクを活用する。
- ④ 部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動の指導や大会引率等が単独でできる部活動指導員を配置する。【再掲】
- ⑤ 「教職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」に基づき、授業以外の業務量を削減するため、組織体制及び勤務環境を整備するとともに、先進事例の取組促進及び ICT を活用した業務の効率化に取り組む。
 - (ア) 保護者の利便性向上等につなげるため、授業料等学校徴収金における収納代行や徴収金管理システムを導入する。(令和6年度導入予定)
 - (イ) 保護者の利便性向上等につなげるため、就学支援制度のオンライン申請システムを導入する。(令和7年度導入予定)
 - (ウ) 出席管理・成績処理等を行う統合型校務支援システム及びサービスシステムを運用する。
 - (エ) 教員の ICT 活用を支援し、ICT を活用した学びを推進するため、各学校からの問い合わせ窓口となる GIGA スクール運営支援センター等を県教育委員会及び市町教育委員会等に設置する。【再掲】
 - (オ) 特別支援教育就学奨励費の支給等にかかる業務を効率化するため、業務全般を一元管理できるシステムに改修する。(令和6年度導入予定)
 - (カ) 教職員の給与関連の申請・情報照会等手続のシステム化を実施する。(令和6年度導入予定)
 - (キ) 教職員の旅行申請・旅費請求等手続のシステム化を実施する。(令和6年度導入予定)

一市町立学校の取組一

- ① 小中学校教員の業務負担軽減を図るため、県がモデル事業として実施しているスクール・サポート・スタッフ（地域の外部人材）を全小中学校に配置する。
- ② 中学校において、部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動の指導や大会引率等が単独でできる部活動指導員を配置する。【再掲】
- ③ 国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針を踏まえ、令和5年度においては、公立中学校部活動の地域移行等に向けた関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施する。【再掲】
 - (ア) 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備を推進するとともに、参加費用負担への支援などを加えた実証事業を実施する。
 - (イ) 部活動地域移行推進会議を設置し、地域スポーツクラブ等の関係団体との連絡調整や地域連携・地域移行に向けた環境整備のあり方の検討等を実施する。

2 学校の組織力の強化

(1) 管理職の確保・育成

- ① 「兵庫県管理職・教員資質向上指標」を踏まえ、「中堅教諭等資質向上研修」など、教員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を実施する。【再掲】
- ② 管理職の養成、資質の向上を図るため、学校経営や教育行政の基礎、学校経営の改善や学校マネジメント能力の育成を図る「学校管理職・教育行政職特別研修」等を実施する。
- ③ 主幹教諭に対し、円滑な学校運営や教員等の能力向上、教員集団の中でのリーダーとしての資質向上をめざした研修を実施する。
- ④ 「第2次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」に基づき、学校運営における意思決定過程への女性の参画や働きがいのある職場づくりに取り組む。

(2) 相談体制の充実

- ① 複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップの下、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校へ支援が行えるよう、学校・警察OB、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、弁護士等からなる「学校問題サポートチーム」を設置する。また、県教育委員会事務局（高校教育課）の学校問題支援室との連携を図る。
- ② 児童生徒の問題行動や保護者等からの要望等、学校だけでは解決困難な問題について、小・中学校が直接弁護士から中立的な立場により法に基づく助言を得られる「学校問題解決のための弁護士法律相談事業」を実施する。
- ③ 県立学校に寄せられる様々な要望等に対して、第三者的な立場で判断・対応するため、「県立学校問題解決サポートチーム」（高校教育課内）を活用し、学校への適切な指導・助言、解決への協力により課題の早期解決を図る。また、直接、学校が法に基づく助言を得られるよう、弁護士（スクールロイヤー）を配置する。

(3) 地域・家庭と連携したいじめ等问题行動・不登校への対応

[いじめ問題等への対応]

－いじめ防止のための推進体制の整備－

- ① いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応）の基本的な方針を示した「兵庫県いじめ防止基本方針」に基づき、総合的な対策を推進する。また、有識者による「兵庫県いじめ対策審議会」を開催する。
- ② いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るため、県、市町、学校、ひょうごこころ悩み相談センター（県立教育研修所）、関係機関（児童相談所、県警、弁護士会等）が日頃から連携する体制として「兵庫県いじめ対応ネットワーク会議」を開催する。

－未然防止－

- ① いじめを許さない集団づくりに向け、道徳の授業や体験活動の継続的な取組等を通じて、他者を思いやる人間性豊かな心の育成に取り組む。
- ② 学校のいじめ問題に対し、校長のリーダーシップの下、組織的・機動的に対応するため、すべての学校にいじめ対応チーム等校内組織を設置する。また、「いじめ対応マニュアル」を活用し、現場の多様な課題に対応できる実践力を高める継続的な校内研修を実施する。
- ③ 教職員のカウンセリングマインドの一層の向上を図るため、各学校においてスクールカウンセラー等を活用した研修等を行う。
- ④ 新型コロナウイルス感染症による児童生徒の心の理解とケアに取り組むため、スクールカウンセラー等の専門家を活用し、ストレス等への対処法を学ぶ授業や個別相談を実施する。
- ⑤ いじめ問題の理解やいじめ相談窓口等を記したチラシを全保護者及び関係機関に配布する。
- ⑥ 県立教育研修所内に設置している「心の教育総合センター」において、「いじめ未然防止プログラム」及び「自殺予防に生かせる教育プログラム」の普及と啓発を行う。

－早期発見－

- ① いじめ、暴力行為等の児童生徒の問題行動や不登校に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを拠点小学校と全ての公立中学校に配置する。
- ② 全ての県立学校に「キャンパスカウンセラー」、「スクールカウンセラー」を配置するとともに、家庭・地域・関係機関との連携のもと、いじめ、暴力行為等の問題行動に対する実践的な取組を推進する「高校生心のサポートシステム」を実施する。
- ③ ひょうごっ子悩み相談センターにおける面接及び電話による悩み相談、教育事務所に設置する「ひょうごっ子悩み相談〈いじめ・体罰・子ども安全〉24時間ホットライン」等により、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ④ 音声通話や面談等による相談に踏み切れない児童生徒や、スマートフォン・携帯電話・パソコン等を使ったインターネット上の誹謗中傷やいやがらせなどに対応するため、SNSを用いた相談窓口「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」を設置する。

－早期対応－

- ① 児童生徒の自殺をはじめ、いじめ重大事態、学校における事件事故等発生時の適切な初期対応、指導体制の構築を図るため、市町教育委員会を対象とした研修を実施する。

- ② 学校だけでは解決困難な問題行動の背景にある児童生徒の置かれた様々な問題に対応するため、関係機関との連携・調整を図る市町のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の配置を支援する「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」を実施する。
- ③ 学校現場で発生した重大な事案に対して専門的な立場から助言し、問題の早期解決へのサポートや、小中学校に配置するスクールカウンセラーへの指導・助言を行うため、学校問題サポートチームのスクールカウンセラーをスーパーバイザーとして活用する。

[不登校等対策の推進]

- ① 不登校児童生徒数の増加を踏まえ、県、市町、関係機関、学校等が全県一丸となり、不登校児童生徒支援を推進する体制を構築し、不登校対策を総合的に実施する。
 - (ア) ひょうご不登校対策推進協議会を設置し、不登校に関する関係機関等が一堂に会し、不登校児童生徒の現状の共有及び、今後の支援の方向性等を協議する。
 - (イ) ひょうご不登校対策地域会議を開催し、県内各教育事務所に設置する学校問題サポートチームを中心に、連携体制を構築し、地域における不登校の現状把握・支援の在り方を検討・発信する。
 - (ウ) 不登校対策地域研修会を開催し、未然防止・初期対応・継続支援に関する協議等を実施する。
 - (エ) ひょうご不登校対策推進委員会を開催し、推進協議会構成員の学識経験者、県立但馬やまびこの郷、ひょうごっ子悩み相談センター等により組織された委員会において、地域毎の取組内容の共有や成果と課題について分析・検証し、支援の方策を検討する。
 - (オ) 市町不登校対策連絡協議会を設置し、管内の不登校の現状把握等に基づき、多様な支援の在り方や取組等に関する協議・情報共有を実施する。
 - (カ) 学校不登校対策チームを設置し、各校の実態把握、それに基づく不登校対策支援プランを作成し、各校の取組について評価・検証する。
- ② 県立但馬やまびこの郷において不登校の未然防止、早期対応をはじめ、ICTを活用した支援など総合的な取組を行う。この中で、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを構築する「但馬やまびこの郷サテライト事業」を実施する。また、県内各地の不登校児童生徒の社会的な自立に向けた働きかけと保護者に対する支援を行う「地域やまびこ教室」を開催する。
- ③ 不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を充実させるため、フリースクール等の民間施設との意見交換会を実施するとともに、各市町に対して「民間施設に関するガイドライン」を周知し活用を図る。また、不登校児童生徒への支援に関するチラシの配布を通じて保護者等への情報提供を行う。

- ④ 不登校児童生徒一人一人に応じた支援が行われるよう、不登校児童生徒の支援の在り方と県内の学校の実践事例を示した指導資料「不登校児童生徒への多様な支援に向けて」の活用を図る。

3 修学環境の整備・充実

(1) 安全・安心な教育環境整備の推進

- ① 「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画（R4～R8）」に基づき、学校施設の長寿命化改修及びトイレ改修等を計画的に実施する。
- ② 県立学校の空調設備の設置、LED化整備、エレベータの設置等のバリアフリー対策、発展的統合に伴う整備など、学校施設の環境改善に取り組む。
- ③ 生徒等が充実した学校生活を送ることができる環境整備として、授業や部活動で使用する用具・備品、各校の状況、特色に応じた整備を集中的に実施する。
- ④ 老朽化が進行している県立学校施設について、選択教室や体育館の空調整備、発展的統合に伴う整備など、施設の環境改善を集中的に実施する。
- ⑤ 学校、家庭及び関係機関の連携による児童生徒の安全確保を図るため、学校安全の意識や技能を高めるための教育手法（教材研究、研修会）の開発や学校安全への専門的指導・助言を行うアドバイザーの派遣等を支援する「学校安全総合支援事業」を実施する。【再掲】
- ⑥ 市町教育委員会や各学校における危機管理対応マニュアルなどを活用した学校危機管理対策を推進するため、教職員に加え、学校安全ボランティアも対象とした「学校安全教室講習会」を開催する。

(2) ICT等の先進的な学習基盤の整備

- ① Society5.0時代の教育を支える新しい学習基盤づくりとして整備した無線LAN、教育用コンピュータ、大型提示装置等の各種ICT機器を、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導・支援や、多様な人々と学び合う学習など、学びの質を高める取組に活用する。
- ② 授業等において教材や様々な資料がインターネットを通じて円滑に活用できるよう、改正著作権法に基づく対応を行い、教育用クラウドサービスの利用や遠隔学習に取り組む。
- ③ 教員のICT活用を支援し、ICTを活用した学びを推進するため、各学校からの問い合わせ窓口となるGIGAスクール運営支援センター等を県教育委員会及び市町教育委員会等に設置するとともに、連絡協議会を設置し、広域での連携を図る。【再掲】

(3) 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ① 経済的な理由により困難を抱える児童生徒等に対して、支援を行う。
 - (ア) 授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給する。
 - (イ) 授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給する。

- (ウ) 教育費全般を支援するため、(公財)兵庫県高等学校教育振興会による奨学資金貸与事業を実施する。
- (エ) 東日本大震災に伴い、本県に避難している児童生徒の就学費用の援助をするため、国の被災児童生徒就学支援等事業交付金を支給する。
- (オ) 県立学校における一人一台端末の活用に向け、生徒の端末準備を支援するため、無償貸与を行う。
- (カ) 高校生等の海外留学の派遣費用に対する支援金を支給する。【再掲】

4 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

(1) 地域の教育力の向上

- ① 地域と学校が連携・協働し、児童生徒の成長を支えていくため、地域学校協働本部とコミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置する学校)等の仕組みを一体的に推進する市町の取組を支援する「地域と学校の連携・協働体制推進事業」を実施する。また、コミュニティ・スクールの導入推進及び活動の充実へ向け、具体的な導入方策や地域学校協働活動を活用した「社会に開かれた教育課程」等の実践研究に新たに取り組む。
- ② 地域社会が「県立学校が推進する特色ある教育」を支援する体制を構築するため、地域と協議・連携して活動する兵庫県版コミュニティ・スクール(地域連携強化校)を試行し、社会教育委員会議を活用して制度導入へ向けた検討を進める。
- ③ PTAを核として、地域の子育てや子どもの安全・安心の確保等を地域ぐるみで行う教育支援活動の充実を図るため、地域住民の参画と協働を得て実施するPTCA活動を支援する。
- ④ 学校の活動を周知するとともに、その評価を行い、地域に対して説明責任を果たすため「学校評価ハンドブック」及び「学校評価ガイドライン」に基づく学校評価に取り組む。

Ⅲ 人生100年を通じた学びの推進

1 主体的に生きるための学びと場の充実

(1) 学びの充実

- ① 本県における夜間中学の充実を図るため、神戸市及び尼崎市における既存の夜間中学や、令和5年4月に姫路市に新設される姫路市立あかつき中学校への広域的な受け入れを支援する。また、県内における潜在的な希望者の把握のため夜間中学のさらなる周知・啓発に取り組む。
- ② 地域におけるボランティア活動の一層の支援・推進を図るため、博物館等の活動を支援するボランティアに関する情報収集・提供・広報や、ボランティア希望者の登録・派遣等を行うボランティアセンターを設置する。併せて、ボランティア活動を支えるコーディネーターを養成する。

- ③ 県立高等学校の特色となる科目や地域住民の関心が高い科目を地域住民に開放し、県立高等学校生徒と共に学ぶ場を提供する高等学校地域オープン講座を実施する。
- ④ 読書活動を通じて、子どもの本への関心を高め、読書習慣の定着を図るため、「第4次ひょうご子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校における読書活動を実施する。

(2) 社会教育施設の充実

- ① 児童生徒が芸術に親しむ環境づくりを推進するため、小・中学生へのココロンカードの配布や高校生の無償化を実施する。
- ② 県民の芸術文化に触れる機会を充実するため、県立芸術文化施設を無料開放するひょうごプレミアム芸術デーを県内市町・民間へも取組を拡大するとともに、障害のある方や子育て中の方等にも配慮し、誰もが楽しめる取組を実施する。
- ③ 障害のある方が利用しやすい美術館・博物館を目指して実施している「ミュージアムインクルージョンプロジェクト」について一層の推進を図る。
- ④ 2025 大阪・関西万博を契機として、県立社会教育施設等の活性化及び魅力を発信する大学生等を活用した HYOGO ミュージアム魅力発信プロジェクトを実施する。

ー県立美術館ー

- ① 「恐竜図鑑ー失われた世界の想像／創造」等の展覧会を開催する。また、様々なジャンルの芸術活動との融合など創造的な催し、子ども向けイベント、アウトリーチ活動などにより、活性化に取り組む。

ー歴史博物館ー

- ① 開館 40 周年の節目を迎える令和 5 年 4 月にリニューアルオープンし、兵庫の歴史の流れ等がわかりやすくなるよう展示内容を更新するとともに、ユニバーサルデザインの積極的な導入を図り、誰もが楽しむことができる交流の場を提供する。
- ② 令和 5 年に開館 40 周年を迎え、「ひょうごの未来へのかけはしとなる博物館」を目指し、多彩で魅力ある開館 40 周年記念展覧会を開催する。また、インターネットを活用した「歴史博物館ネットミュージアム（ひょうご歴史ステーション）」を展開する。
- ③ 県民の郷土の歴史に関する理解を深め、教育、学術及びふるさと意識に根ざしたひょうごの文化の継承・発展に資するため、兵庫県を語る上で欠くことのできないテーマや地域の特色を象徴する事象などの調査研究を行う「ひょうごの歴史研究」を実施する。

－人と自然の博物館－

- ① 篠山層群化石の剖出作業を推進するため、市民ボランティア等の人材を継続的に育成する。
- ② 従来の収蔵庫の持つ標本・資料の収蔵機能に加え、展示ギャラリーや標本制作室などを併設した「コレクションナリウム」を活用し、人と自然が共生する環境の創造に関し県民の理解を深める「知と賑わいの拠点」としての機能をさらに高める取組を推進する。

－コウノトリの郷公園－

- ① 「コウノトリ野生復帰グランドデザイン」に基づき、野外及び飼育個体群の維持や自活の促進、生息域の拡大等に取り組むとともに、貸し出したコウノトリの飼育・繁殖への支援や、県内外の自治体とのネットワークづくりの推進等を実施する。

－考古博物館－

- ① 「古墳時代の技術革新（仮称）」、「播磨の駅家を探る！古代山陽道研究最前線（仮称）」等の展覧会を開催する。また、県内の史跡や博物館等による全県的なネットワークを活用した調査・研究や成果の公開・活用に取り組む。
- ② 「聖獣麒麟－こころ優しき獣の長－（仮称）」、「方格規矩鏡－鏡に広がる天円地方の宇宙－（仮称）」等の展覧会を開催し、世界的な古代中国資料のコレクションである千石コレクションを通じ古代中国の思想や文化が持つ魅力について発信する。

－県立図書館－

- ① 読書講演会や講座の実施、ふるさとひょうごに関する展示等のほか、県内公共図書館・公民館図書室等の職員の資質・専門性向上に向けた各種研修や、図書館と学校との連携強化を図る学校サポートプロジェクト等を実施する。また、地域の情報拠点としての機能が発揮できる図書・資料の収集と充実に取り組む。
- ② 憩いの場の設置や学習スペースの拡充など県民が利用しやすい環境づくりに取り組む。

2 文化財等地域資産の活用

(1) 文化財の保存及び活用

- ① 「文化財保存活用大綱」に基づき、文化財の保存とともに、活用によるまちづくりなどを推進する。
- ② 良質な歴史文化遺産の保存・活用を全県的に推進するため、歴史的な景観と調和したまちづくりや、地域文化の継承に生かす登録文化財制度を活用するとともに、ヘリテージマネージャーや市町と連携しながら、歴史文化遺産を活用した個性ある地域づくりに取り組む。

- ③ 歴史文化遺産保護に関して交流協定を結んでいる神戸大学・大手前大学・園田学園女子大学と連携し、地域で守り伝えられた民俗文化財の歴史的価値を把握するとともに、地域の歴史文化遺産として活用する。

令和5年度

事 務 概 要

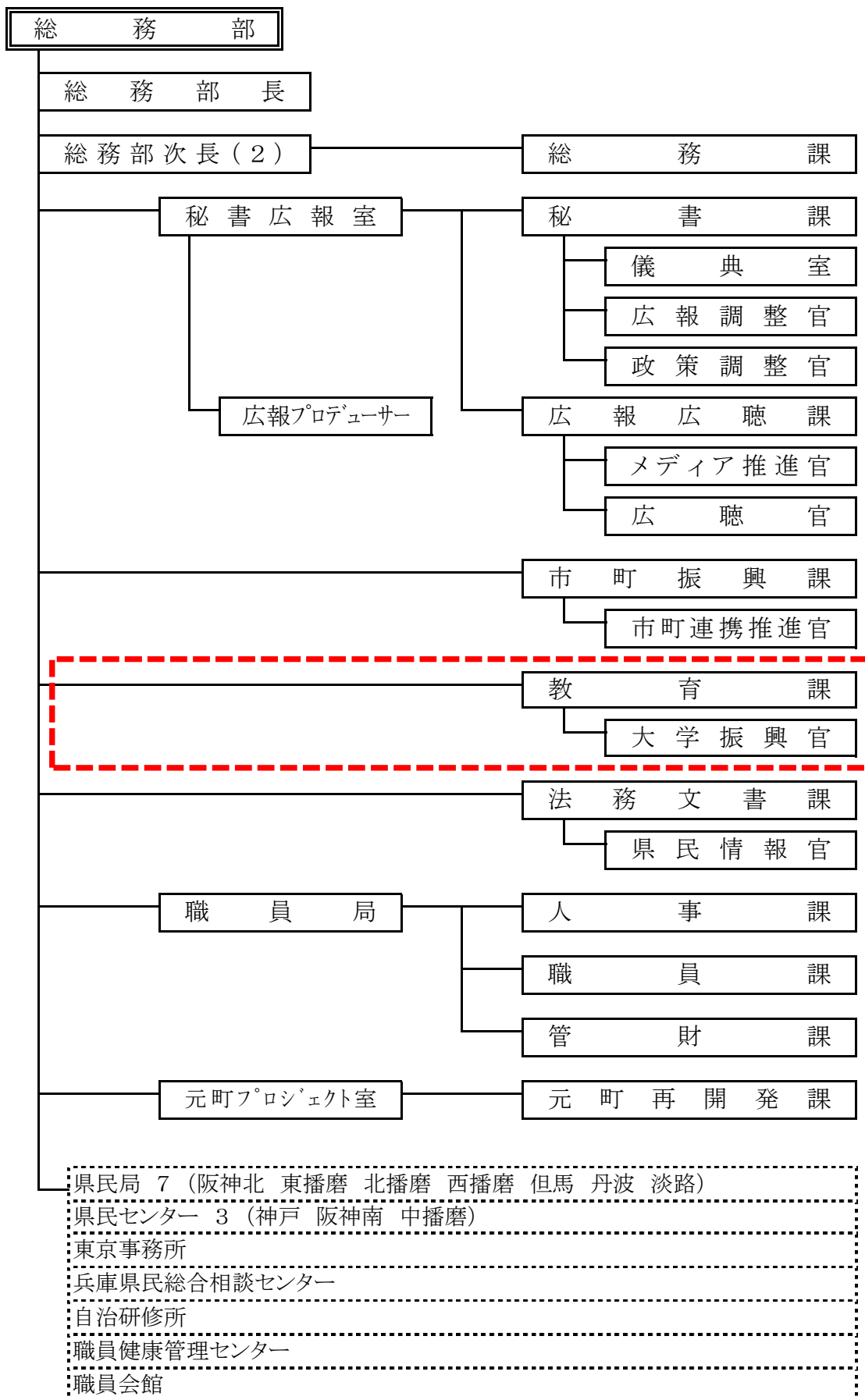
兵庫県総務部
教育課

目 次

1	組織図	3
2	予算の概要	5
3	重要施策の概要	7

1 組織図

令和5年度 総務部組織図



2 予算の概要

予 算 の 概 要

予算総括表

(単位:千円)

区 分	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳			
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
総務課	1,437,462	1,210,924	81,618	32,085	0	1,097,221
秘書室 (儀典室)	88,261	81,309	0	0	0	81,309
広報広聴課	628,181	544,226	735	25,819	0	517,672
市町振興課	5,418,267	5,050,634	20,153	2,635,761	0	2,394,720
教育課	44,124,222	43,243,253	11,740,779	298,792	426,100	30,777,582
法務文書課 (県民情報センター)	227,372	269,320	0	156,174	0	113,146
人事課	240,606	234,745	0	26,957	0	207,788
職員課	636,218	571,950	0	165,752	0	406,198
管財課	4,784,428	6,256,448	0	257,303	3,896,200	2,102,945
元町再開発課	5,341	60,382	0	0	0	60,382
人件費	8,732,319	7,593,649	0	0	0	7,593,649
人件費(大学)	167,384	212,539	0	0	0	212,539
一般会計合計 (うち総務常任委員会所管)	66,490,061 (22,198,455)	65,329,379 (21,873,587)	11,843,285 (102,506)	3,598,643 (3,299,851)	4,322,300 (3,896,200)	45,565,151 (14,575,030)

(単位:千円)

区 分	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳			
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
管財課	296,091	0	0	0	0	繰越金 0
勤労者総合福祉施設整備事業	296,091	0	0	0	0	繰越金 0
管財課	186,989	172,225	0	172,225	0	0
庁用自動車管理	186,989	172,225	0	172,225	0	0
市町振興課	1,345,830	1,631,709	0	1,631,708	0	繰越金 1
自治振興助成事業	1,345,830	1,631,709	0	1,631,708	0	繰越金 1
総務課	1,801	0	0	0	0	0
管財課	11,329	0	0	0	0	0
基金管理	13,130	0	0	0	0	0
管財課	10,273	10,273	0	10,273	0	0
県有環境林等	10,273	10,273	0	10,273	0	0
特別会計合計 (うち総務常任委員会所管)	1,852,313 (1,852,313)	1,814,207 (1,814,207)	0 (0)	1,814,206 (1,814,206)	0 (0)	繰越金 1 (1)

3 重要施策の概要

令和5年度重要施策体系表

【総務部】

(単位：千円)

県民目線での行政運営の推進 (546, 426)	多様な県民ニーズの把握 (88, 982)	多様な広聴ツールの活用 (87, 782)	
		若者との対話の充実 (1, 200)	
	効果的な情報発信 (457, 444)	戦略的な広報活動の推進 (437, 108)	
		全庁広報力の充実強化 (20, 336)	
持続可能な行財政基盤の確立 (4, 473, 690)	市町の行財政基盤確立への支援 (4, 473, 690)	県と市町の連携推進 (317, 594)	
		市町の自律的運営への支援 (3, 904, 276)	
		社会保障・税番号制度の推進 (251, 820)	
県政を支える職員の養成と新しい働き方の推進 (456, 867)	適正な人事管理と働きやすい職場づくり (456, 867)	人材育成と新しい働き方の推進 (106, 629)	
		職員の健康管理の推進 (350, 238)	
県有財産の有効活用と県政情報の公開等の推進 (6, 274, 367)	県有財産の適正管理と有効活用 (6, 005, 047)	公共施設等の適正管理の推進 (5, 954, 452)	
		県有財産の有効活用 (50, 595)	
	公文書の管理・県政情報の公開等の推進 (269, 320)	適正かつ効率的な公文書の管理の推進 (226, 303)	
		県政情報の公開等の推進 (43, 017)	
元町地域の活性化の推進 (60, 382)	元町地域の魅力向上の推進 (60, 382)	元町周辺再整備グランドデザイン等の検討 (60, 382)	
兵庫の個性と特色を生かした教育の振興 (43, 227, 521)	私立学校教育の振興 (33, 564, 888)	私立学校の運営支援 (22, 542, 226)	
		私立学校生徒の就学支援の推進 (9, 529, 821)	
		少子対策への支援 (1, 492, 841)	
	兵庫県公立大学法人への運営支援 (9, 611, 279)	県立大学運営への支援 (8, 701, 500)	
		専門職大学運営への支援 (909, 779)	
県内大学との連携強化 (51, 354)	県内大学との連携・大学間交流の促進 (51, 354)		
地域における躍動する兵庫の推進 (1, 002, 294)		県民局・県民センターにおける施策の展開 (1, 002, 294)	

令和5年度重要施策説明要旨

【総務部（教育課）】

1 県民目線での行政運営の推進

(1) 多様な県民ニーズの把握

ア 若者との対話の充実

県内の大学生・専門学校生・高校生等と知事が自由に意見交換する「学生未来会議」の場等を活用し、学生を取り巻く様々な課題を把握するとともに、若者の自由な発想による意見・提案を県政へ反映させる。

2 兵庫の個性と特色を生かした教育の振興

(1) 私立学校教育の振興

ア 私立学校の運営支援

独自の教育理念と特色ある教育により公教育の一翼を担う私立学校の振興を図るため、私立の幼・小・中・高校に対する経常費補助や耐震化の促進、特色ある教育活動等への支援を行うとともに、専修学校・各種学校の運営費等への補助を行う。

イ 私立学校生徒の就学支援の推進

国の就学支援金に加えて、県単独の授業料軽減補助を実施し、所得区分に応じた授業料の軽減を行うとともに、奨学給付金制度や入学資金貸付制度により、授業料以外の教育費負担についても支援を行う。

また、国の高等教育の修学支援新制度により、専門学校において授業料等の減免を行う。

ウ 少子対策への支援

私立幼稚園における預かり保育や在宅乳幼児とその保護者に対する体験幼児教育等への取組を支援するとともに、子ども・子育て支援新制度における幼保連携型、幼稚園型認定こども園においても、幼児教育水準を維持向上できるような特色教育等への支援を行う。

(2) 兵庫県公立大学法人への運営支援

ア 県立大学運営への支援

少子化による大学間競争の激化に加え、地域創生の推進など新たな課題に対応するため、令和3年4月から導入した1法人複数大学制による教育、研究、社会貢献の高度化等を図ることで、個性、特色豊かな魅力ある大学づくりを支援する。

また、姫路工学キャンパスの建替整備などを計画的に進め、教育、研究の充実を図る。

イ 専門職大学運営への支援

芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人を育成し、あわせて地域に根ざした教育研究活動を推進することにより、地域及び国際社会に貢献する大学づくりを支援する。

ウ 高等教育無償化への取組

国の高等教育の修学支援新制度により、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯に対して授業料等を減免するとともに、大学独自の授業料・入学金の減免を継続的に実施する。

(3) 県内大学との連携強化

ア 県内大学との連携・大学間交流の促進

(ア) 県内大学間連携・海外大学との交流推進

県内大学との連携を強化するとともに、兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク「HUMAP」を基盤とした海外大学との学生、研究者交流を推進する。

(イ) 大学キャリアセンターと連携した県内大学生の地元就職促進

大学生の県内就職を一層促進するため、大学コンソーシアムひょうご神戸のネットワークを活用し、大学キャリアセンターと県内企業経営者等との意見交換会を開催するなど、大学キャリアセンターの情報発信力やマッチング機能強化を支援する。

(ウ) リカレント教育の推進

県内大学や企業等と連携したりカレント教育の充実にに向けた取組を推進する。